

明石市文化財保存活用地域計画の素案について

明石市文化財保存活用協議会（以下「協議会」という。）において検討を進めてきた「明石市文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」という。）につきまして、このたび国の認定を受けるための計画案を策定しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 計画策定の経緯

近年、少子高齢化・過疎化などを背景に、地域の貴重な文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題となっており、未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、その継承に取り組んでいくことが強く求められています。

このようななか、平成30年6月に文化財保護法が一部改正され、文化財の保存活用に社会総がかりで取り組む方向性が示され、都道府県における「文化財保存活用大綱」や市町村における「文化財保存活用地域計画」策定の規定が盛り込まれ、当該計画に基づく補助制度も整備されました。

本市においても、指定・登録されている文化財以外の未指定の文化財を含む歴史文化遺産が多数残されており、それらの継承が困難な状況となっていることから、国の補助制度を活用し文化財の保存活用を進めるため、地域計画策定に取り組むこととし、令和元年8月に協議会を立ち上げ検討を進めてきたところです。

検討にあたっては、これまでに7回の協議会の開催のほか、常設機関である明石市文化財保護審議会からも意見をお聞きし、また、令和3年7・8月にはパブリックコメントを実施し、それらの意見を反映し、このたび計画案としてとりまとめました。

2 計画案の概要

(1) 策定の目的

多くの市民が「歴史文化遺産」に興味を持ち、各地域で歴史文化に触れる機会を設けることを通じて、地域総がかりでこれを保存・活用していく持続可能な歴史文化のまちづくりを推進することを目的とします。

(2) 計画の位置づけと期間

本地域計画は、本市市政の最上位計画である（仮称）あかしSDGs推進計画（以下「SDGs推進計画」という。）の個別計画と位置付けます。

計画期間は「SDGs推進計画」に合わせ、2022(令和4)年度から2030(令和12)年度の9年間とします。

(3) 目標、基本方針、重点区域等（計画の骨子部分）

別紙「明石市文化財保存活用地域計画の概要」参照

3 明石市文化財保存活用協議会での検討

(1) 構成員

会長	村上裕道	京都橋大学教授・文化財保全学
副会長	森本眞一	神戸学院大学非常勤講師・地理学
委員	竹内利江	神戸学院大学非常勤講師・地域学
委員	西海英延	宗教法人住吉神社宮司
委員	藤本庸文	明石市連合まちづく協議会会長
委員	甲斐昭光	兵庫県教育委員会文化財課長
委員	西川 勉	明石市商工会議所事務局長
委員	樫原一法	明石観光協会専務理事
委員	前野有人	明石市政策局参与（シティープロデューサー）

(2) 会議の開催

令和元年	8月 20日	第1回
	12月 25日	第2回
	3月 6日	第3回
令和2年	11月 17日	第4回
令和3年	3月 11日	第5回
	6月 1日	第6回
	8月 23日	第7回

(3) 主な意見

① 学校教育において、ふるさと学習の副読本の作成等を通して、歴史文化に関わる取り組みを推進する措置を検討してはどうか。
② 明石城下には現在も外堀跡が道と重なって残っているところがあり、そうした場所に案内板を設置し、魅力を発信していく事業を展開してはどうか。
③ 明石への観光客の周遊ルートも明石城から魚の棚商店街までと限定的であり、旧波門崎燈籠堂などかつての景観をしのぶ魅力ある歴史文化遺産が多くある明石港周辺まで含む「南北軸」を内外に発信していくことが大事である。
④ 本市の歴史文化遺産を総合的に情報発信するとともに、来訪者がその価値を学ぶため、明石市立文化博物館が歴史文化拠点としての機能の拡充が必要とされる。
⑤ 明石市は市民団体やボランティアの活動が活発であるため、これまでの活動の一層の発展を期待して、ボランティアなど歴史文化の保存活用に貢献したものに対する顕彰制度確立するとともに、そうした団体の活動を支援する枠組みを構築してはどうか。
⑥ 本市の食文化を代表するのが「明石焼（玉子焼）」であるが、それ以外でも伝統的な食文化の掘り起こしを進め、保護措置を講じていくことも必要ではないか。
⑦ 市内に残る布団太鼓は、その地域の宝といえるものであり、その保全のためにも、広く住民にその歴史的価値を知ってもらう必要があり、そのためにも文化博物館等での展示を含め、広報していく機会を増やすことが重要である。
⑧ 周辺自治体と連携して、海から波門崎燈籠堂や舞子台場などを見学する周遊するルートを構築し、新たな視点で歴史文化を活かしたまちづくりを推進していくとよい。

4 明石市文化財保護審議会での意見

協議会で検討された内容は、令和2年1月17日～令和3年8月13日の間に6回開催された明石市文化財保護審議会において報告され、いただいたご意見は計画案に反映させています。

主な意見

① 明石市には住民が選択してきた歴史があるので、合併した経緯を記載していく必要がある。
② 歴史文化の特徴として「町衆が築きあげてきた歴史文化」をあげているが、明石市の歴史文化は町衆だけでなく、旧士族、漁民、農民、手工業者も含めて築きあげてきたものである。また、「近代都市を牽引した歴史文化」をあげているが、近代で動きが止まっているような印象を受けるし、明石市は都市部だけではない。いずれも再考が必要である。
③ 市史編さんをどのように今後につなげていくかなどについて、地域計画のなかに記載されていないのではないかな。
④ 明石焼のみならず、あまり知られてない、一般化していない食文化やかつての季節毎の食べ物などについて、記載されていない。
⑤ 明石市立文化博物館の今後の方向性を記載した方が良いのではないかな。
⑥ 重点区域設定について、海でつないでいく明石、海岸でつなぎ人が動いていく明石、陸路の山陽道沿いで動いている明石など、空間軸と時間軸で流れを捉えることに重点を置くことが今までの調査や取り組みでも進められている。流れや動きで捉えることが重点地区形成に活かされてもいいと思う。

5 パブリックコメントの結果

(1) 実施日 令和3年7月15日～8月14日

(2) 応募件数 5件 41項目

(3) 主な意見

① 過去からの地割や町名等は歴史文化を紐解くうえで重要で、措置にある「銘板・サイン等の設置」の中に旧町名や区域を示す取り組みも進めてほしい。
② 明石型生船関連の資料を含め、明石港西側の地区に残る歴史遺産を明石の産業遺産として残してほしい。
③ 災害時にそなえ、文化財がどこにあるか把握できる地図を作成して、行政と専門家が共有できる体制を作る必要があると同時に文化財所有者の相談窓口を開設する必要がある。
④ 市内の郷土史を研究する市民グループや高等学校や明石工業高校専門学校などと連携して郷土資料のデータ化や研究発表の場を設けると人材育成につながる。
⑤ 文化博物館の拠点機能の拡充とあるが、市民の関心をさらに広げるため、常設展示の無料化を図ってはどうか。
⑥ 計画にニックネームを付け、それを表すエンブレムを制定し、関連文書やパンフレットなどに掲載して、市民の関心を高めていけばよいと思う。

6 今後の予定

当該地域計画は、文化庁長官の認定を受ける必要があり、認定後、公表を経て正式な計画として策定します。

(予定)	令和3年12月上旬	文化庁へ認定申請
	12月下旬	計画の認定、公表
	令和4年3月下旬	市民向けのシンポジウム開催

明石市文化財保存活用地域計画の概要（骨子部分）

（別紙）

■ ■ 明石市文化財保存活用地域計画の目標

明石の多様で豊かな歴史文化を守り、育て、次世代に引き継ぐため、本地域計画の目標は「**歴史文化遺産を通じた、ひと、まち、営みが輝く持続可能な地域づくり**」とします。

■ ■ 歴史文化遺産の保存・活用に関する基本方針と措置

5つの基本方針に基づき、各種事業を行うことにより、歴史文化遺産の保存・活用を進めます。

基本方針1 歴史文化遺産を持続的に「知る」取り組みを進める

措置：遺跡・武家屋敷跡の発掘調査、市史編さんに関する調査、生活文化・食文化・生業に関する調査、史料調査 等

基本方針2 学校教育・生涯教育の場で人づくりを進める

措置：学習発表会開催、歴史文化コーディネーター育成、出前授業拡充、副読本開発、新設文化財保管庫活用等

基本方針3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承する

措置：文化財等への指定等、明石城跡保存活用、旧波門崎燈籠堂や船上城の環境整備、布団太鼓公開 等

基本方針4 歴史文化を活かした愛着のもてるまちづくりを推進する

措置：国際交流・地域間・広域交流、歴史文化観光コンテンツ拡充、南北・東西の歴史文化遺産ネットワーク化
文化博物館拠点機能拡充、歴史まち歩きを開催、建造物の公開、文化財展示手法等検討 等

基本方針5 みんなで歴史文化を活かしたまちづくりを進める

措置：部局間連携、歴史文化遺産保存活用体制構築、顕彰制度確立、市民相談窓口設置、近隣自治体との連携 等

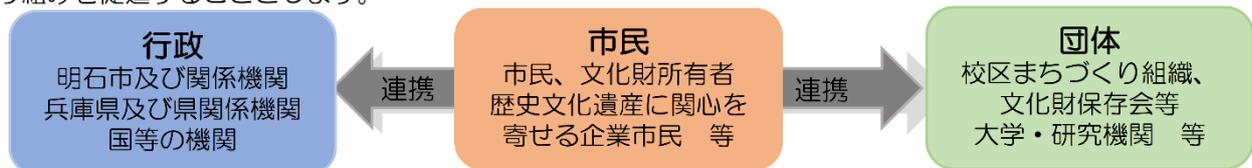
■ ■ 歴史文化遺産の防災・防犯に対する方針と措置

方針 近年多発している歴史文化遺産の火災や自然災害に対応するため、歴史文化遺産の防災・防犯を着実に進める。

措置：地域防災計画における歴史文化遺産防災条項の追記、防火訓練の実施、歴史文化遺産防災・防犯対応マニュアル作成、文化財パトロールの拡充、防災設備設置の支援 等

■ ■ 歴史文化遺産の保存・活用推進のための体制づくり

計画にそって実施する事業は、市民や校区まちづくり組織などの団体、大学・研究機関などの専門家、市の関係部署と連携して進めていきます。また、市民や活動団体などが中心となる事業については、市が必要な支援を行い、取り組みを促進することとします。



■ ■ 重点区域の設定

歴史文化を活かしたまちづくりを先導する区域を「歴史文化遺産保存活用重点区域」（「重点区域」という）と位置づけ、主として明石城下町跡区域を中心に設定します。

また、東西に長い本市の特性に鑑み、本市の各地域における代表的な歴史文化遺産を核とした周遊ルートの設定などによって東西の地域交流を進めます。



■ ■ 重点区域の方向性

重点区域で取り組んだ先導事例を、市内各地域に広げながら、歴史文化を活かしたまちづくりを持続的に進めていくものとします。

さらに、次期の地域計画改訂時には、市内各地域に順次、重点区域を設定するなどの取り組みを進め、歴史文化を活かしたまちづくりをより一層発展させることとします。